令和８年度

ほっとハート東出雲学園

いじめ防止基本方針

松江市立出雲郷小学校

ほっとハート東出雲学園

出雲郷小学校　令和８年度　いじめ防止基本方針

１　目的

いじめは，いじめを受けたこどもの教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめからこどもたちを救うためには，学校，家庭，地域の大人一人一人が，**「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である。」**との認識と，**「いじめはどの子どもにも，どの学校・学級でも起こりうる。」**との認識をもち，すべてのこどもたちが安心して学校生活を送り，様々な活動に伸び伸びと取り組むことができるよう，学校内外においていじめを防止していくよう取り組まねばならない。

本方針は，「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」に基づき，本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な指針を定めたものである。

<u>いじめを防止</u>する取組として，特に次の４点に重点を置き，取組を進めていく。

１　温かい人間関係を基盤にした魅力ある学校づくり・学級集団づくりの構築
２　一人一人のこどもの確かな学びを育むための授業づくりの推進
３　自主性，連帯性を育むための体験的活動や協働的学習の充実
４　全教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の推進

２　いじめ防止の対策に関わる組織

（１）緊急対策チーム

いじめが認められる可能性がある事態が起こった場合，迅速かつ組織的に対応するための「緊急対策チーム」を設置する。

「緊急対策チーム」　メンバー
管理職，◎生徒指導主任，該当学年の学年主任，学級担任

（２）学校いじめ防止対策委員会

本校におけるいじめ防止に関わる基本方針や年間計画を定め，未然防止に努めるとともに，次年度につながるように取り組みの評価を行う。また，いじめに関する教職員の研修を実施する。

アンケート QU，いじめ問題への学校の取組振り返りシート，教育相談，教職員の観察等をもとに，いじめだと認められる可能性が強い場合や，不登校の傾向が見られる場合，問題行動が認められた場合には随時「いじめ等対応プロジェクトチーム」を設置する。重大な事態が起こった場合には，松江市教育委員会と連携して対処にあたる。

「学校いじめ防止対策委員会」　メンバー
校長，教頭，主幹教諭，◎生徒指導主任，教務主任，研究主任，人権教育主任，養護教諭，
特別支援教育コーディネーター，
その他，校長が必要とする者（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなど）

「いじめ等対応プロジェクトチーム」　メンバー
校長，教頭，主幹教諭，◎生徒指導主任，人権教育主任，養護教諭，該当学年，
授業担当教員（必要に応じて）

（３）いじめ防止基本方針等外部検討委員会　（学校運営協議会と兼ねる）

いじめ防止対策委員会が作成した「出雲郷小いじめ防止基本方針」について意見を収集し，より望ましい取組にするための参考にする。メンバーは，学校運営協議会と兼ねる。

３　いじめ防止に関する取組

（１）いじめの未然防止に関わる取組

①温かい人間関係を基盤にした魅力ある学校づくり・学級集団づくりの構築

ア　学級経営を充実させ，児童の居場所をつくる。

イ　異年齢集団による交流活動を充実し，お互いを思いやる気持ちを育てる。

・学校行事（なかよし会，学校探検，運動会，あだかえっこ発表会など）

・児童会活動（６年生を送る会，縦割り班活動など）

・その他（清掃活動，集団登校など）

ウ　ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなどを実施し，人と関わるための技能を高める。

②一人一人のこどもの確かな学びを育むための授業づくり等の推進

ア　分かる・楽しい授業を目指すために，互いの考えを伝え合い，高め合う授業づくりを視点にした授業改善に努める。

イ　本校の研究主題に基づく，授業づくりをしていく。

③自主性，連帯性を育むための体験的活動や協働的学習の充実

ア　運動会やあだかえっこ発表会などの様々な学校行事や日々の学習の場で，しっかりと自分を表出する経験を積ませ，自信をもたせる。

イ　毎日の学習や集会活動，学校行事等の中で，協力して活動することの大切さ，心地よさを実感できるように仕組んでいく。

④全教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の推進

ア　生活目標の明確化と教職員の共通理解による指導を行う。

〇令和８年度 心のスローガン～「445 のあだかえっ子　笑顔の花を咲かせよう」

・みんなの笑顔のために自分ができることを進んでしよう

・いじめはしない！させない！ゆるさない！

・よびすてはしない（～さんとよびます）

〇年間生活目標

・自分からあいさつをしよう

・名前を呼ばれたら「はいっ」と返事をしよう

・履物や使った椅子をきちんとそろえよう

イ　学習規律を徹底させる。

〇時間を守る（チャイムスタート）。

〇話をきちんと聞く。「よい目・よい耳・よい心」

ウ　特別の教科　道徳の充実

〇重点目標を掲げ，年間計画を充実させ，工夫した授業の実践を行う。

エ　特別支援教育の推進と理解教育の実施

⑤情報教育の充実

ア　情報モラルについての指導を行う。

イ　インターネット上に拡散してしまった情報を消去することは極めて困難であり，場合によっては民事上または刑事上の問題に発展することがあることを理解させる。

⑥児童の状況をきちんと把握するための取組

ア　市教委の取組に基づき，**「アンケート QU」**，**「いじめチェックポイント 25」**を実施し，いじめ等の早期発見に生かすとともに，その分析結果を指導に生かす。

〇６月・１１月　　「アンケート QU」の実施及び分析（８月）

〇毎学期末　　「いじめ発見チェックポイント 25」の実施･検討

イ　学校生活アンケートを定期的に実施することにより，児童の悩み等の把握に努める。
ウ　**教育相談**を実施することにより，児童理解を深めるとともに児童の実態を把握し，適切な支援を考え，児童が安心して生活できる環境づくりをする。
　○７月　１１月　　教育相談の実施（担任＋必要に応じて他の教職員も）
エ「**こころのポスト**」の設置・活用することで，児童の悩み等の早期発見に努める。
オ　「**子どもを語る会**」や「**学年部会**」を実施し，支援の必要な児童について共通理解を図る。
　○　４月～　５月　　第１回 子どもを語る会
　　（健康面など緊急に対応を必要とする児童に対しての情報共有）
　○　６月～８月　　アンケート QU 等の分析，日常の観察等から支援が必要な児童についての情報共有
　○１１月　　第２回 子どもを語る会
　○１１月～１２月　　アンケート QU 等の分析，日常の観察等から支援が必要な児童についての情報共有
　２月　３学期及び年間の状況を振り返って，支援が必要な児童についての情報共有
　＊すべての取組において，インターネットを通して行われるいじめの未然防止についての配慮を行う。

⑦いじめ等の防止や人権感覚を高めるための教職員研修等の実施
ア　いじめ等に関する研修を実施し，いじめ等を防止するための教職員の資質を向上させる。
　○４月　いじめ等に関する研修（いじめ基本方針の確認）
　○６月　児童の人権の擁護と児童の共感的理解に関する研修
　○８月　アンケート QU を利用した児童理解・学級経営に関する学年部会
　　教職員の人権感覚を高めるための研修（市人権教育部会の研修に参加）
　○２学期　いじめ・不登校に関する研修
イ　いじめ問題への学校の取組振り返りシートにより，学校の取組について点検を行う。
　（2 学期末）

（２）いじめの早期発見に関わる取組
①校内における早期発見のための取組
ア　日頃の児童観察や「いじめの未然防止に関わる取組の⑥（教育相談，アンケート調査等）」を実施するとともに，その背後に潜んでいる可能性があるいじめの行為の発見に努める。(ネットいじめに関する質問項目を含む)
イ　いじめの問題行動に関する研修や児童の見方・とらえ方に関する研修などを通して，些細な変化も見逃さないよう教職員の意識化を図る。
ウ　「学校の取組振り返りシート」による成果や課題を確認し，次年度の取組に活用する。
エ　児童が安心して相談したり，自分の悩みを訴えたりしやすい環境を整備するとともに児童・保護者への周知を図る。

②保護者・地域等の情報による早期発見のための取組
ア　教職員は，日頃から保護者・地域との信頼関係の構築に努め，保護者や地域住民から児童の情報を得るよう努めるとともに，いじめ等に関わる情報があった場合には早急に生徒指導主任及び管理職に報告する。
イ　青少年健全育成協議会等，地域の諸団体との連携を密にし，必要な情報を収集するように努める。

（３）いじめに対する対応に関わる取組

①事実の確認

児童の実態把握や保護者等の通報によりいじめ等が疑われる場合には，生徒指導主任，該当学年の学年主任，学級担任等による**「緊急対策チーム」**を招集し，速やかにいじめ等の有無の確認を行う。

この際，次のようなことに留意する。

ア　いじめと疑われる行為を目撃した場合には，その場で行為を止めるとともに，暴力等をともなう場合は，複数の教員が現場に駆けつける。

イ　事実を確認するにあたっては，速やかに関係の児童から状況を聞き取るようにする。その際は，複数の児童を集めて同時に聞き取るのではなく，**他の児童の目に触れないよう，場所や時間を考慮した上で，一人一人の児童から状況を聞き取る。**

いじめ等の行為を行った児童が複数いる場合は，**同時刻に複数の教員で聞き取りを行う**。なお，聞き取った事実は記録に残しておく。

※聞き取りの留意点

①被害児童・加害児童の双方から先入観等を持たずにフェアに聞く。

②広く聞き，多くの情報を集める。

③複数の教員で聞く。（女子児童がいる場合は，女性教諭が入る方が望ましい。）

④準備してから聞くようにする。（加害児童に聞く場合は，被害児童から広く情報を集め，聞くポイントを持っておく。）

⑤詳しく事実を聞く。（何と言われたか。どこを何回されたのか。等）

ウ　聞き取った事実を対策チームで整理し，確認した事実に相違が見られる場合などには，必要に応じて再度事実確認を行い，問題の全体像を把握する。

②いじめへの対応

いじめの事実が確認された場合には，松江市教育委員会（生徒指導推進室）に報告するとともに，「いじめ等対応プロジェクトチーム」が中心となり，全教職員で対応にあたる。

この対応にあたっては，松江市教育委員会が作成した「松江市いじめ防止基本方針」及び「いじめの初期対応」（生徒指導推進室）を参考にして取り組む。

＜指導のねらいの明確化と共通理解＞

いじめ等が確認された場合には，いじめ等対応プロジェクトチームにおいて，今後の指導のねらいを明確にし，すべての教職員の共通理解を図るようにする。

＜具体的な対応と対応する教職員の役割分担＞

いじめられている児童への対応，いじめた児童への対応，いじめが起きた学級等の児童への指導，いじめられた児童の保護者への対応，いじめた児童の保護者への対応，全校児童への対応，松江市教育委員会等との連携など，必要に応じて対応内容と対応する教職員を決定する。

【被害者】	いじめられた児童への対応	いじめられた児童の保護者への対応
【加害者】	いじめた児童への対応	いじめた児童の保護者への対応
【傍観者・観衆】	周りの子どもたちへの対応	

＜継続した指導＞

・　いじめが解消したと思われる場合でも，いじめられた児童といじめた児童に対しては，教育相談，日記，手紙などで積極的に関わるとともに，引き続き十分な観察を行い，折に触れて必要な指導を継続的に行う。

・　いじめられた児童やいじめた児童の良さを見つけてほめたり，認めたりして肯定的に関わり，自己肯定感を高め，自信が持てるようにする。

・　必要に応じて松江市教育委員会と連携を図り，いじめられた児童，いじめた児童双方にスクールカウンセラーや関係諸機関を活用して心のケアにあたる。
・　いじめを契機として，事例を検証することを通して，再発防止・未然防止のため，学級や学年あるいは学校全体で取り組むことを洗い出すとともに，実践計画を見直し，いじめのない学級・学校づくりの取組を強化する。

（４）取組の年間計画

○　６月　１学期の児童の実態把握　「アンケート QU の実施」
○　７月　１学期の児童の実態把握　「アンケート QU の結果検討」「教育相談の実施」
「いじめチェックポイント 25 の実施・検討」
○　８月　１学期の児童の実態把握　「アンケート QU の結果についての情報共有」
「出雲郷小学校いじめ防止基本方針の見直し」
○１１月　２学期の児童の実態把握　「アンケート QU の実施」「教育相談の実施」
○１１月　２学期の児童の実態把握　「アンケート QU の結果検討」
「いじめチェックポイント 25 の実施・検討」
「いじめ問題への学校取組振り返りシート」の活用
○　２月　３学期の児童の実態把握　「いじめチェックポイント 25 の実施･検討」
○　３月　今年度の評価と次年度の取組の見通し（案）の作成
＊「子どもを語る会」を随時計画する。

別表Ⅰ（いじめの防止体制）

いじめが起こった時の対応

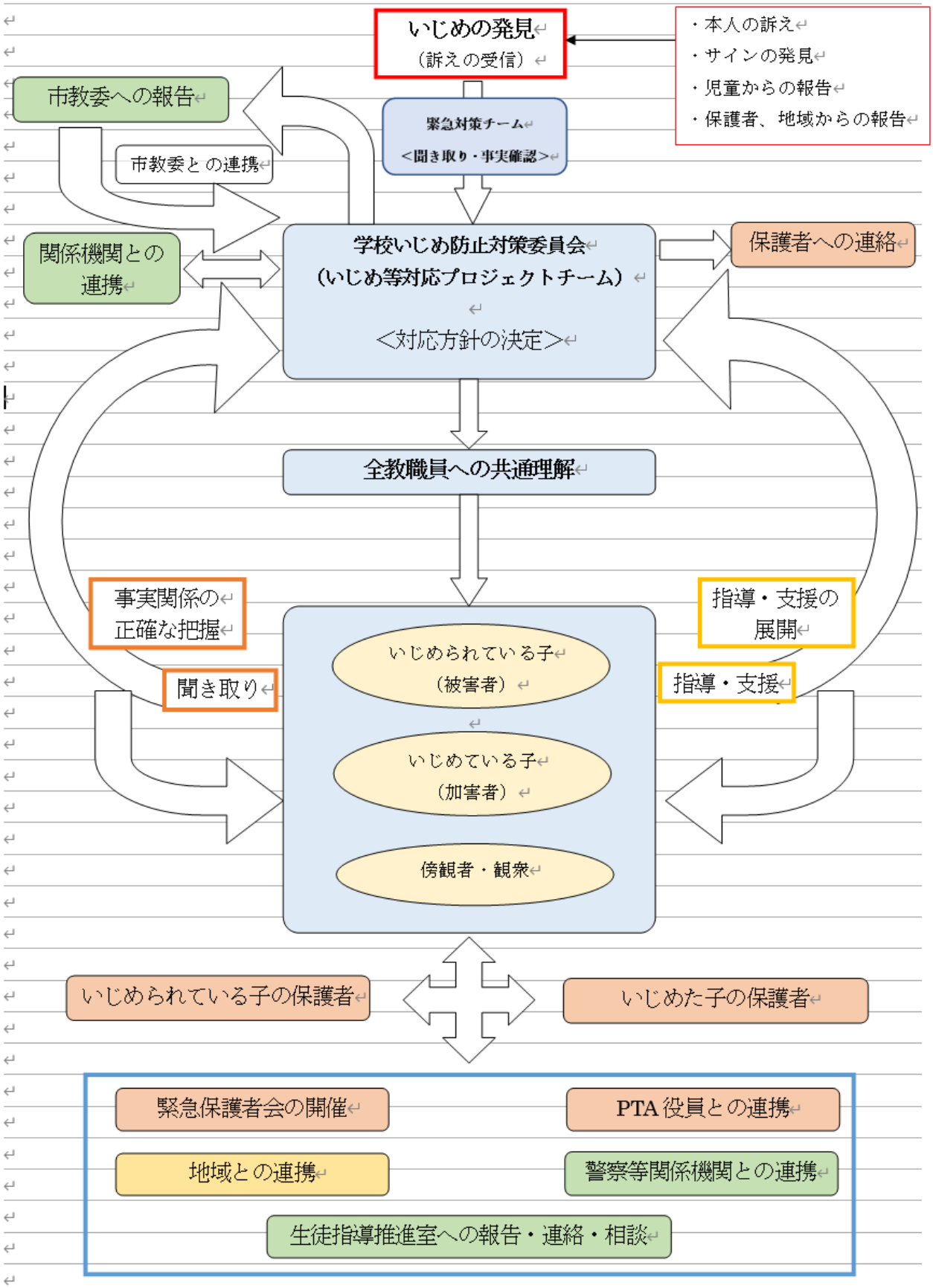

資料

別　紙

いじめ初期対応について

生徒指導推進室

1　いじめ情報のキャッチ（認知）

【ポイント・留意点】

＊喧嘩やネットトラブル等も「いじめ」を疑ってみる
＊小さなトラブルを見逃さない（ハインリッヒの法則）
【ダメな対応の例】
・あなたにも問題があるね　・また同じトラブルを起こしたのか
・もっと強くなりなさい　・あんまり気にするなよ
・お互い様でしょう　・相手にするなよ
＊担任一人で抱え込まない

2　報告（ホウ）・連絡（レン）・相談（ソウ）・記録

【ポイント・留意点】

＊まずは伝えること！　周囲に相談すること！
＊憶測を入れずに事実を報告する
＊ホウ・レン・ソウに加え、**記録**を残す

3　事実確認（情報収集）

【ポイント・留意点】

＊訴え等があった場合、できる限りその日のうちに対応する
＊チームで役割分担の上、事実確認を行う（５Ｗ１Ｈを意識する）
＊アンケート等の活用を図る（Q-U アンケート等客観的資料の活用）
＊情報の突合せを行い、当面の対応方針を決め、保護者連絡を早急に行う

4　対応（指導）方針の検討

【ポイント・留意点】

＊校内いじめ防止等対策委員会の開催　※第三者の参画
＊指導・援助体制の確立
＊被害児童生徒の安全確保、心のケア、継続的な見守り
＊加害児童生徒への毅然とした指導、本人が抱える思いの受止め
＊事案発生の背景や要因を探る
＊教職員による対応（指導）方針の共有

5　保護者連絡

【ポイント・留意点】

＊事案の事実関係や具体的な対応策を双方の保護者に正確に伝える。
＊保護者の協力が得られるよう丁寧な対応を心がける
＊以降、情報はこまめに伝える

6　今後の対応（指導）方針の確認

いじめ解消までの取組（PDCA）

４　重大事態への対処に関する取組

重大事態と判断した場合には，松江市教育員会の指示に従い，次のように対応にあたる。

重大事態の判断は，**「松江市いじめ防止基本方針」**による。

（１）学校が調査主体となる場合

①調査組織の設置

学校いじめ防止対策委員会を中心に，必要と考える教職員，重大事態の関係者と特別な人間関係や利害関係を有しない専門的知識及び経験を有した第三者等を交え，調査のための組織を設置する。

↓

②事実関係の明確化

調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。ここでは，いじめ等の行為に関する客観的な事実関係を速やかに調査する。

※重大事態に係る調査は，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月文部科学省）」のチェックリストを活用して対応する。

↓

③いじめ等の被害を受けた児童及び保護者への情報提供

いじめを受けた児童及びその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係について，適時，適切に情報を提供する。

↓

④調査結果の報告

調査結果をまとめ，松江市教育委員会に報告する。その際，いじめ等を受けた児童または保護者の希望がある場合には，その所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添える。

（２）学校の設置者が調査主体となる場合

松江市教育委員会の指示のもと，いじめ等防止委員会が中心となって，全教職員で資料の提出，調査等に協力する。

５　その他

いじめの防止対策に取り組む上での参考資料

本校のいじめ等の防止対策に取り組む上では，松江市教育委員会が平成２６年６月に策定した「松江市いじめ防止基本方針」の令和７年度版を基本的な参考資料とする。

別表Ⅱ（いじめの防止体制）

重大事態が起こった時の対応

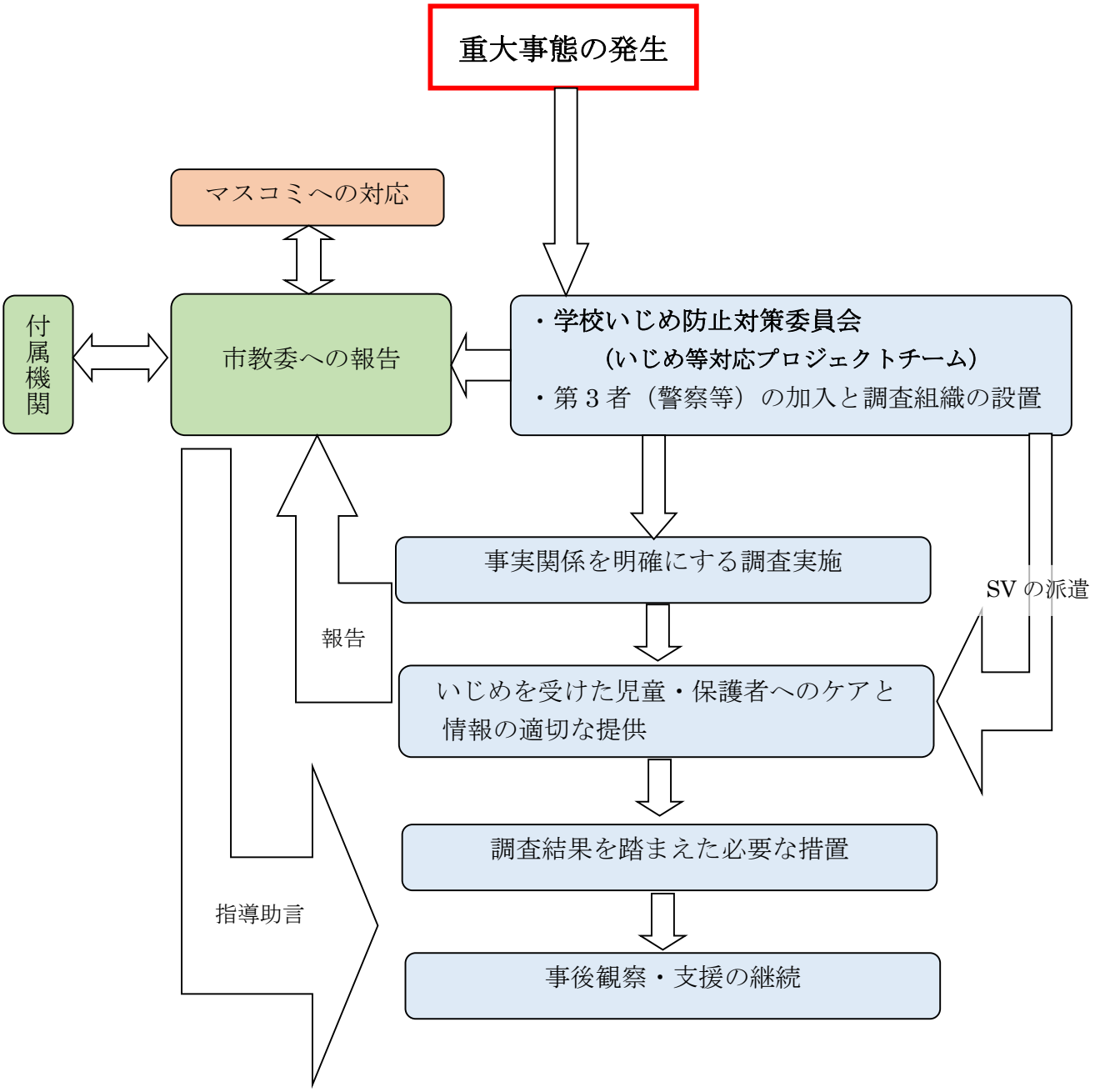

補足

いじめ防止に向けて大切にしたいこと

松江市立出雲郷小学校

Ⅰ　未然防止

信頼できる人間関係を築く（教員―児童，教員―教員，児童―児童）

環境づくり

学校づくり（学校経営）

学級づくり（学級経営）

→授業づくり・集団づくり

いじめを　しない
させない
許さない

＊保幼小（中・高）の連携
＊いじめに関わる研修
＊集会や学活などの日常的な指導
＊人権教育・道徳教育の充実
＊わかりやすい授業，活躍できる集団
＊自己有用感を高める指導
＊アンケート QU の実施

危機管理の「さしすせそ」

ⓢ　最悪を考えて
ⓛ　慎重に
ⓢ　素早く
ⓢ　誠意をもって
ⓢ　組織で対応

Ⅱ　早期発見

＊情報交換・共有～風通しの良い職員室（報告，連絡，相談）

＊児童の観察（学級の様子，休憩時間の様子）

【学級（学校）でのサイン】

- □　嫌なあだ名が聞こえる。
- □　席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- □　何か起こると特定の児童の名前が出る。
- □　筆記用具等の貸し借りが多い。
- □　壁などにいたずら，落書きがある。
- □　机や椅子，教材等が乱雑になっている。

【いじめている児童のサイン】

- □　教室等において仲間同士で集まり，ひそひそ話をしている。
- □　ある児童にだけ，周囲が異常に気を遣っている。
- □　教員が近づくと，不自然に分散したりする。
- □　自己中心的な行動が目立ち，ボス的存在の児童がいる。

※いじめられている児童サインは「いじめ発見チェックポイント 25」を参照

＊アンケート調査
＊教育相談＆こころのポスト

Ⅲ　初期対応

＊組織的な対応→「いじめ防止対策委員会」　※的確な事実確認から

資料

いじめ発見チェックポイント25　（※「個票」と「学級票」は学校で統一願います）

松江市立　　小・中学校

松江市教育委員会生徒指導推進室

順	チェック	場面	チェック項目	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	備考
1	□	登校時	表情が良くなく、あいさつの声が小さい。				
2	□		急に遅刻や欠席が増えてきた。				
3	□	学級生活	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。				
4	□		発表すると周囲から冷やかされたりすることがある。				
5	□		本意でない係や委員に無理やり選出される。				
6	□		頭痛・腹痛、体調不良でトイレや保健室に頻繁に行くようになる。				
7	□	授業時間	学習課題（宿題）や提出物などの忘れ物が多くなる。				
8	□		授業に対する意欲が感じられず、成績も下がりだしている。				
9	□		一人で行動したり、一人だけ授業に遅れてくることがある。				
10	□		机・教科書に落書きやノートに破られた跡がある。				
11	□	休憩時間	今まで一緒だった友達やグループから離れ、一人で行動している。				
12	□		用事もないのに職員室や保健室によく来る。				
13	□		他の子どもの物をよく運んでいる。				
14	□		そばを通る友人が大げさに避けて通る。				
15	□	給食弁当	その子が配膳すると嫌がられたりする。				
16	□		同じ班員と机を少し離して給食を食べたり、黙って食べている。				
17	□		給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされている。				
18	□	清掃時間	その子の机や椅子だけが運ばれず放置されている。				
19	□		重い物や汚れた物の片付けをいつもしている。				
20	□		ゴミ捨て等、人が嫌がる仕事ばかりしている。				
21	□	その他	靴、傘などが汚されたり、壊されたり、隠されたりしている。				
22	□		責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。				
23	□		衣服が汚れていたり、すり傷が見られたりする。				
24	□		大金を持っていたり、友人間で金銭の貸し借りをしている。				
25	□		部活動（クラブ）を休み始めたり、やめたいと言いだしたりする。				

令和8年度ほっとハート東出雲学園出雲郷小学校

学校いじめ防止対策基本方針概要

ほっとハート東出雲学園

教育目標

豊かな人間性をもち、たくましく生き抜く子どもの育成

育てたい力

○学ぶ力　○共に生きる力

小中一貫教育実践目標

○「社会参画力」を身に付けた子どもの育成
「自らを見つめ、様々な人と関わり、よりよい社会づくりに参加する子どもの育成」

本校のいじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから子どもたちを救うためには、学校、家庭、地域の大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である。」との認識と、「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうる。」との認識をもち、すべての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に伸び伸びと取り組むことができるよう、学校内外においていじめを防止していくよう取り組まねばならない。

1　温かい人間関係を基盤にした魅力ある学校づくり・学級集団づくりの構築
2　一人一人の子どもの確かな学びを育むための授業づくりの推進
3　自主性、連帯性を育むための体験的活動や協働的学習の充実
4　全教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の推進

学校教育目標

未来を切り開く、確かな学力と豊かな人間性、健康な体と心をそなえた出雲郷の子どもを育てる

めざす子ども像

あ　あいさつができる子
た　友だちを大切にする子
か　かしこく考える子
え　えがおがすてきな子

いじめ防止基本方針等外部検討委員会

構成メンバー
学校運営協議会、その他校長が必要と認めた者
・いじめ防止対策の取組についての助言等

家庭との連携

・保護者との信頼関係の構築
・家庭訪問・個人面談・学級懇談および日常の交流等における情報収集
・保護者アンケート（年１回）
・授業公開（人権に関する）等

地域との連携

・学習における地域講師および地域の方との交流からの情報収集
・校長室だより
・ＨＰ公開
・青少年健全育成協議会、地域の諸団体からの情報収集　等

いじめの未然防止のための取組

（１）基本的な方針

①「いじめの定義」に基づいた状況の把握と適切な対処・報告を行う。
②　子ども、保護者からのアンケートや各調査等から実態を把握し、方針を決定する。
③　課題に対しては組織的かつ計画的な取組となるようにする。

（２）未然防止に関わる取組

①　温かい人間関係を基盤とした魅力ある学校づくり・学級集団づくりの構築
②　一人一人の子どもの確かな学びを育むための授業づくり等の推進
③　自主性、連帯性を育むための体験的活動や協働的学習の充実
④　全教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の推進
⑤　情報教育の充実
⑥　児童の状況をきちんと把握するための取組
⑦　いじめ等の防止や人権感覚を高めるための教職員研修等の実施

校内体制

（１）いじめ防止対策委員会
校長、教頭、②主幹教諭　教務主任、業務教諭、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、その他、校長が必要とする者（SC、SSW など）

（２）児童支援体制
・子どもを語る会
・アンケート QU の活用
・いじめチェック
・学校の取組チェックポイントによる点検

（３）特別支援体制
・特別支援委員会（ケース会議）
・個別の学習支援

（４）教育相談
・７月・１１月（担任他）
・ＳＣ（随時）

（５）研修
・児童理解に関する研修
・いじめ等に関する研修
・アンケート QU 活用研修
・人権感覚を高める研修
・ネットトラブル防止研修

早　期　発　見

①　日頃の児童観察や教育相談、アンケート調査等を実施し、児童の些細な変化を見逃さず、その背後に潜んでいる可能性があるいじめの行為の発見に努める。（ネットいじめに関する質問項目を含む）
②　いじめの問題行動に関する研修や児童の見方・とらえ方に関する研修などを通して、些細な変化も見逃さないよう教職員の意識化を図る。
③　「学校の取組振り返りシート」による成果や課題を確認し、次年度の取組に活用する。
④　児童が安心して相談したり、自分の悩みを訴えたりしやすい環境を整備するとともに児童・保護者への周知を図る。

いじめ等対応プロジェクトチーム

校長、教頭、②主幹教諭（生徒指導主任）、該当学年、人権教育主任、業務教諭、校務担当者

重　大　事　態　へ　の　対　応

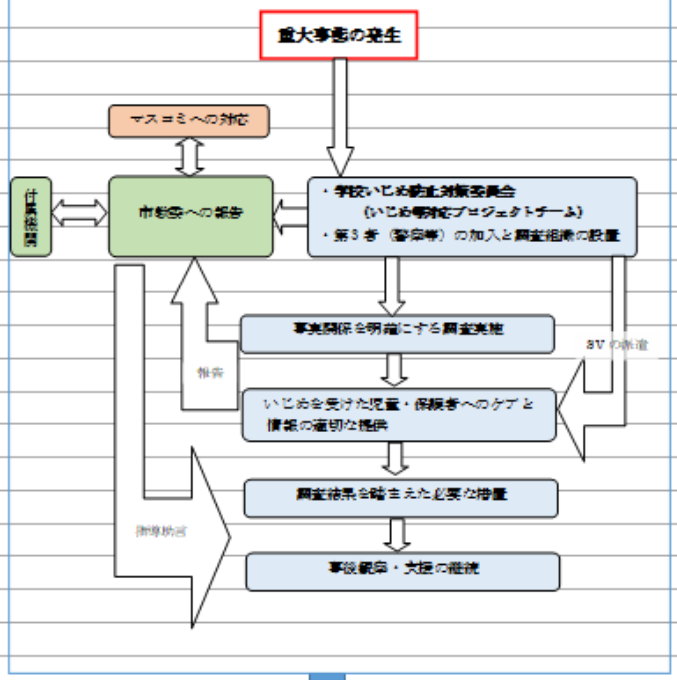

早期対応（いじめが起こった時）

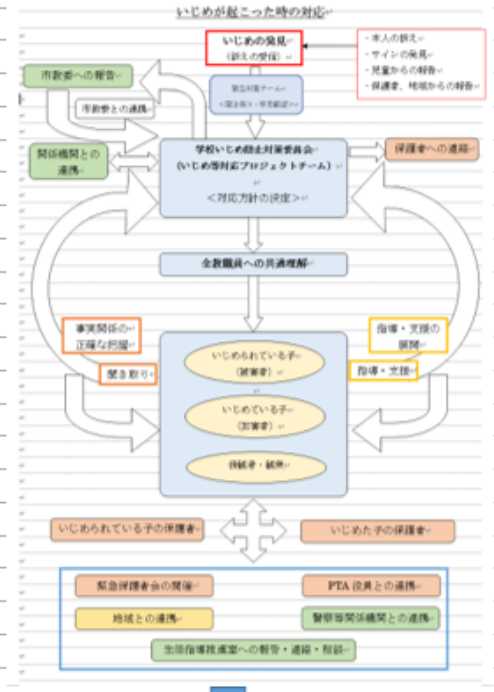

学　校　評　価